

景観法に基づく届出制度のあらまし

令和 7 年 豊田市

景観法に基づく届出制度のあらまし

●目的

この制度は、まちの景観を構成する重要な要素である建築物や工作物などのうち、一定規模以上のものについて景観に配慮していただくことで、豊田市らしい景観まちづくりを進めるための制度です。建築物の新築等で、届出の対象となる行為は、あらかじめ、豊田市の**景観形成基準※**に適合するように配慮をしたうえで、豊田市に届出をします。

※「豊田市景観計画」「豊田市景観計画のあらまし」を参照してください。

●届出の対象となる行為

一定規模以上の建築物（工作物）の新築（新設）、増築（増設）、改築（改造）、外観の過半を超える変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等を行う場合及び一定規模以上の開発行為が該当します。対象区域は豊田市全域です。ただし、都市計画法上の地区計画整備計画区域内における対象行為は届出不要です。

また、**足助景観重点地区内**での行為については、「**足助景観計画**」をご参照ください。

＜建築物＞

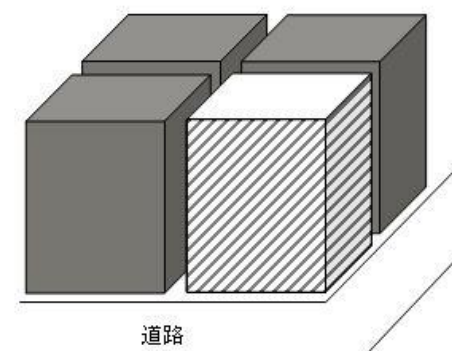
用途地域など	届出対象行為
・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・市街化調整区域 ・都市計画区域外	次のいずれかに該当するもの ・高さ 10m超 ・建築面積 500㎡超 ・立面積※ 500㎡超
・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域、第二種住居地域 ・準住居地域、近隣商業地域、商業地域	次のいずれかに該当するもの ・高さ 13m超 ・建築面積 1,000㎡超 ・立面積※ 1,000㎡超
・準工業地域 ・工業地域 ※ただし、道路境界線からの距離が 50m 以内の区域に限る。	次のいずれかに該当するもの ・高さ 15m超 ・建築面積 1,000㎡超 ・立面積※ 1,000㎡超
・工業専用地域 ※ただし、道路境界線からの距離が 50m 以内の区域に限る。	次のいずれかに該当するもの ・高さ 15m超 ・建築面積 2,000㎡超 ・立面積※ 2,000㎡超

※この「立面積」とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面等から見える、建築物の壁面等の面積をいう。

（外から見通すことのできる立面の面積を算入する。

建築物などに接する壁面等は見えない部分として扱い、この面積には算入しない。）

例・図のように2面は建築物が隣接しており、2面は道路が隣接している建築物の場合、斜線部が立面積に算入される。



<工作物>

届出対象行為 区分	工作物※ ¹		
	右記以外の工作物	高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・市街化調整区域 ・都市計画区域外	次のいずれかに該当するもの ・高さ※²が 10m 超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが 5m 超、かつ、当該建築物の高さとの合計が 10m 超	・高さ 5m 超	次のいずれかに該当するもの ・幅員が 4m 超 ・延長が 10m 超
・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・商業地域 ・近隣商業地域	次のいずれかに該当するもの ・高さが 13m 超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが 5m 超、かつ、当該建築物の高さとの合計が 13m 超		
・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ※ただし、道路境界線からの距離が 50m 以内の区域に限る。	次のいずれかに該当するもの ・高さが 15m 超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが 10m 超、かつ当該建築物の高さとの合計が 15m 超		

※¹「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるもの。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、横断歩道橋、こ線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・野球場、庭球場等の運動施設その他これらに類するもの
- ・垣、さく、塀及び門
- ・人形や銅像等のモニュメント

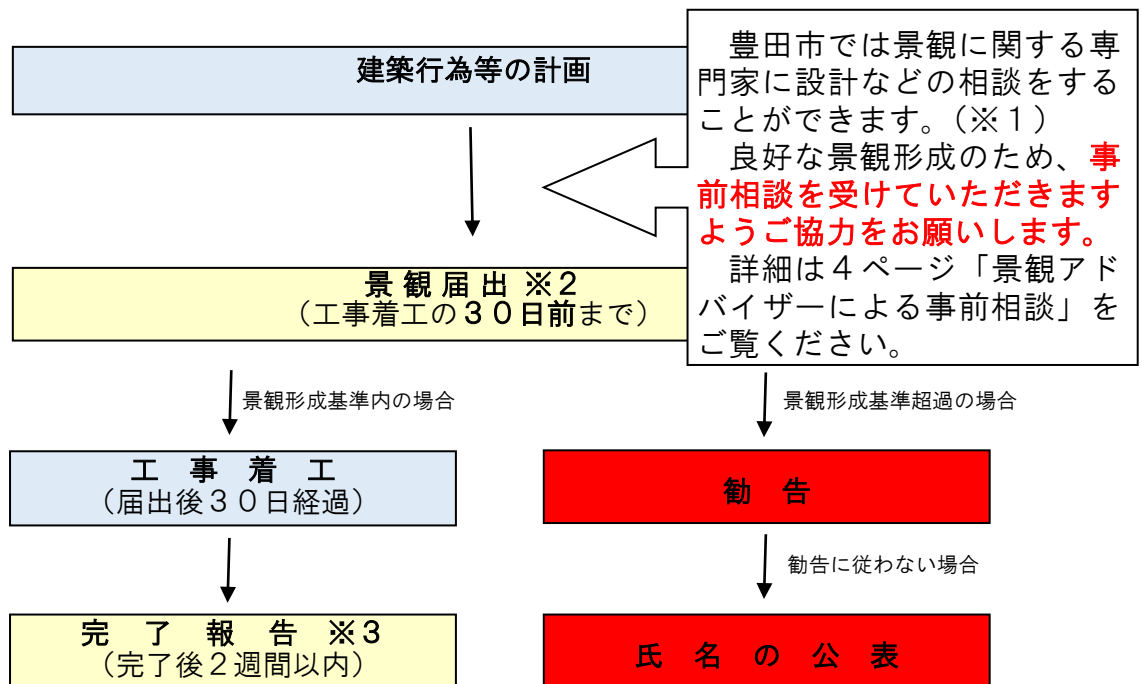
※²「高さ」とは、地盤面から最高部までをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

<開発行為※>

区分	届出対象行為
ゾーン全域	開発区域の面積 1,000㎡以上の開発行為

※主として住宅用地等の土地利用を目的とした土地の区画形質の変更を行う事業をいう。

●届出の流れ



手続について

**令和5年1月より、電子申請による届出も可能になりました。
市ホームページ「豊田市景観計画」からご利用ください。**

<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/toshiseibi/1007551.html>

※1 景観アドバイザーによる事前相談について

良好な景観形成を図るため、景観アドバイザー（専門家）による事前相談制度を設けており、周辺環境に調和した建築物や工作物の設計、緑化計画、屋外広告物のデザインに関する相談を受け付けています。（任意）

なお、公共施設については、市民のランドマークとなる施設が多いことを踏まえ、部分的な修繕を除き、積極的に事前相談を行ってください。

（WEB会議システムによる相談）詳細は、4ページ参照。

※2 景観法に基づく届出について

建築等の工事を始める30日前までに「景観計画区域内行為届出書」及び必要な添付資料を提出してください。詳細は、7ページ参照。

※3 完了報告書について

届出の対象となる行為の完了後2週間以内に「景観計画区域内行為完了報告書」及び「行為完了後の建築物等及びその周辺状況を示す写真」（2方向以上から各1枚以上撮影）を提出してください。詳細は、11ページ参照。

関係様式は、市ホームページの建築相談課担当ページ「豊田市景観計画」に掲載しておりますのでご使用ください。

●景観アドバイザーによる事前相談について

建築物の新築等を行う場合には、「景観形成基準」を遵守していただく必要がありますが、その他にも、個々のケースごとに景観について配慮すべき事項があります。

このため、豊田市では景観アドバイザー※による事前相談（事前予約制、WEB会議システム「Zoom」形式）を設けています。

良好な景観形成を図るため、周辺環境に調和した建築物や工作物の設計、緑化計画、屋外広告物のデザインに関して相談をする場合は市ホームページ「豊田市景観計画」にある専用フォームを通じて相談の予約手续をお願いします。相談は設計が変更可能な時期に行うことを推奨しています。

「豊田市景観計画」URL：<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/toshiseibi/1007551.html>

※建築物や工作物等の形態意匠、デザイン、色彩等について、専門知識及び経験を有する学識経験者です。

①景観アドバイザー相談の日程について

景観アドバイザー相談は、第2・第4金曜 午前9時30分～午前11時00分の間に開催しています。（年末年始及び祝祭日を除く。）

②相談の流れなど

- (1) 相談日の1週間前の正午まで 市ホームページ「豊田市景観計画」上の専用フォームで①相談の予約手続②相談資料の提出を行う。
- (2) 相談日前日まで 建築相談課から案内メールが送付される。
- (3) 相談日当日 案内メールに従い「Zoom」で相談を行う。

相談時に使用する「**景観に関する事前相談書**」の記入例及び添付資料は6ページに記載していますので、ご確認ください。手続方法等でご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問合せください。

豊田市都市整備部建築相談課 まちづくり担当
TEL：0565-34-6649 Eメールアドレス：keikan@city.toyota.aichi.jp

相談時間：30分（1回あたり）

相談形式：WEB会議システム（ZOOM）

相談者：主に設計者等、計画の概要及び図面の説明ができる方

③工事着手制限の例外規定について

景観法第18条の規定では、「景観法に基づく景観届出後、30日を経過していなければ工事着手ができない。」と定められています。しかし、同条2項の規定では、「良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。」とあります。豊田市では、景観アドバイザーによる事前相談を受け、助言・指導内容を設計等に反映している場合は、「良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない」と看做し、この期間を可能な限り短縮することが可能です。

参 考

「景観に関する事前相談」において、景観アドバイザーが聞き取りする事項については、概ね次の内容です。

- ① 「景観に関する事前相談書」の記載内容の確認
用途、構造、階数、戸数などをご説明ください。
- ② 位置及び周辺状況について
建設予定場所の地形、及び周辺の状況について、また、近隣住民へ景観上の配慮を予定している場合は、その内容についてご説明ください。
- ③ 設計コンセプトについて
設計をする際に、周辺景観との調和や統一感などについて配慮をしている事項をご説明ください。
- ④ 敷地内の利用について（緑化以外）
駐車場、駐輪場、ごみステーション、倉庫等の設置に関する事項をご説明ください。
- ⑤ 敷地内の利用について（緑化）
緑化を予定している場所（隣地境界、エントランス、駐車場、建築物の屋上、壁面、広告物等）及び具体的な内容（高木、中木、低木等）についてご説明ください。
- ⑥ 広告物について
店舗等で屋外広告物の計画がある場合は、その内容（配置、寸法、色彩、デザイン等）についてご説明ください。

※ 足助景観重点地区でのご計画がある方へ

足助景観重点地区で建築等のご計画がある方は、事前相談を足助町並み景観相談会で受けていただきますようお願いします。（事務局：豊田市役所足助支所地域振興担当 電話番号：０５６５－６２－０６０１）

※ 携帯電話基地局の設置などをご計画の方へ

近年、携帯電話基地局（以下、「通信柱」という。）の設置数が急激に増加しており、景観上大きな影響を与えています。

豊田市では、景観アドバイザーによる指導内容をまとめ、豊田市における通信柱設置について統一的な景観配慮事項を示した「携帯電話基地局設置に関する景観形成ガイドライン」を、平成２６年３月に決めました。

通信柱の設置などについては、このガイドラインに沿って計画し、届出をしていただきますようお願いします。ガイドラインの詳細や手続きの流れについては、市ホームページの建築相談課担当ページ「豊田市景観計画」をご覧ください。建築相談課まちづくり担当へお問合せください。

景観に関する事前相談書

相談日	2022 年 9 月 1 日 (午前 10 時 30 分から)
相談者	住所 豊田市西町▲ー▲▲ 豊田設計事務所
	氏名 豊田 太郎
行為の種類	☒ 建築物 (☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築) ☐ 工作物 (☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造)
行為地地番	豊田市 西町●ー●●●
用途地域等	商業地域
景観計画区域区分	市街地 ゾーン

建築物の概要			工作物の概要	
用途	共同住宅		種類	
構造 (階数)	地上 4 階		構造	
敷地面積	2,000 m ²		高さ	m
建築面積	1,000 m ²		土地面積	m ²
立面積	2,000 m ²		仕上材	
高さ	13.2 m		色彩	
仕上材	屋根	アスファルト防水	マンセル値も ご記入ください。 参考として建築設備、外構、目隠しパネル、緑化、資材の仕様等に関する資料の添付をお願いします。	
	外壁	タイル貼り		
	建具等	窓 アルミ		
色彩	屋根	グレイ (N5)		
	外壁	茶 (5R4/1)、オレンジ (10YR4/12)		
	建具等	シルバー (N7)、茶色 (10YR2/1)		

添付書類	
種類	記載すべき事項
位置図	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示したもの (1/2,500 以上)
配置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構計画を表示する図面 (1/200 以上)、
平面図	間取り等のわかるもの
立面図	彩色が施されたもの。仕上方法及び色彩 (外部仕上げ表等にマンセル値記載) を明記したもの。完成予想図添付の場合は着色不要。
完成予想図	立面図に着色ある場合は添付不要
カラー写真	敷地周辺の状況がわかるもの 2 枚 (方向) 以上

●届出の方法

建築等の工事を始める30日前までに、豊田市建築相談課に「景観計画区域内行為届出書」(P8、9参照)と「景観配慮事項記述書」(P10参照)及び添付書類(下表参照)を提出してください。(紙で提出する場合は2部提出)

<添付書類(建築物・工作物)>

行為の種類	添付書類	
	種類	記載すべき事項
一定規模以上の建築物(工作物)の新築(新設)、増築(増設)、改築(改造)又は、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	位置図	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示したもの(1/2,500以上)
	配置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構計画を表示する図面(1/200以上)
	平面図	間取り等のわかるもの
	立面図	彩色が施された2面以上のもの。仕上方法及び色彩(外部仕上げ表等)を明記したもの。完成予想図添付の場合は着色不要
	完成予想図	立面図に着色ある場合は添付不要
	カラー写真	敷地周辺の状況がわかるもの2枚(方向)以上
一定規模以上の建築物(工作物)の外壁等の色彩の変更等を行う場合	位置図	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示したもの(1/2,500以上)
	各面の立面図	彩色が施されたもの。仕上方法及び色彩(外部仕上げ表等)を明記したもの。完成予想図添付の場合は着色不要
	カラー写真	敷地周辺の状況がわかるもの 2枚(方向)以上

<添付書類(開発行為)>

行為の種類	添付書類	
	種類	記載すべき事項
開発区域の面積1,000㎡以上の開発行為	位置図	当該行為を行う土地の区域及び周辺の状況を表示する図面(1/2,500以上)
	土地利用計画図	当該行為を行う土地の区域内の利用に関する計画を示す図面
	造成計画断面図	造成に係る計画を示す断面図 現在の地盤面、切土盛土により新たに生じる地盤面等を表示したもの
	造成計画平面図	造成に係る計画を示す平面図 切土、盛土を行う位置、がけ又は擁壁の位置等を明示したもの
	現況図	当該行為を行う土地の区域の状況を示す図面
	カラー写真	当該行為を行う土地の区域及び周辺の状況を示すもの 2枚(方向)以上

景観計画区域内行為届出書

2022年10月1日

豊田市長様

届出者 住所 豊田市西町3-60

氏名 景観太郎

電話 (0565)34-6649

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

行為地の所在地番	豊田市西町●-●●●						
設計者の住所・氏名	豊田市西町▲-▲▲▲ 豊田市設計事務所 担当者 豊田 太郎 電話 (0565)31-▲▲▲▲						
施工者の住所・氏名	豊田市西町■-■●■ 建相建設事務所 担当者 豊田 次郎 電話 (0565)31-■●■●						
地域又は区域	用途地域等	商業地域		その他	市街地ゾーン		
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・その他()					
	工作物	新設・増設・改造・その他()					
建築物概要			届出部分	既設部分	合計	敷地面積との比	
	敷地面積		2,000m ²	. m ²	2,000m ²		
	建築面積		1,000m ²	. m ²	1,000m ²		0.5
	延べ面積		3,000m ²	. m ²	3,000m ²		1.5
	立面積		2,000m ²	. m ²	2,000m ²		
	仕上材	屋根	アスファルト防水		用途	共同住宅	
		外壁	タイル貼り		構造	鉄筋コンクリート造	
		窓枠	窓 アルミ		階数	地上4階・地下0階	
	色彩	屋根	裏面のとおり		最高の高さ	13.20m	
		外壁			最高の軒の高さ	12.00m	
		建具等			境界部の処理	生垣	
	屋上に設置する建築設備の種類・高さ		高架水槽	冷却塔	アンテナ	その他()	
工作物概要	種類			構造			
	高さ(地上からの高さ)	. m (. m)		仕上材			
	その敷地の用に供する土地の面積	. m ²		色彩	裏面のとおり		
	橋りょう等の規模	延長	. m	幅員	. m		
開発行為等の概要	行為の目的						
	行為の内容						
	開発区域の面積	. m ²		行為面積	. m ²		
	法面又は擁壁高さ	. m		長さ	. m		

着手予定年月日	2022年11月1日	完了予定年月日	2023年3月20日
---------	------------	---------	------------

※受付年月日 年 月 日	※受付番号 — 号	※届出照合済 年 月 日
-----------------	--------------	-----------------

記入上の注意

- 届出をしようとする行為の種類に○印をつけてください。
- ※印のある欄は、記入しないでください。

(裏)

1 建築物の概要

(1) 使用を予定している色等を記入してください。

区 分		色(マンセル値色相・彩度)
色 彩	屋 根	グレイ (N5)
	外 壁	茶色 (10Y R4/1)、オレンジ (5Y R8/1)
	建具等	シルバー (N7)、茶色 (10Y R2/1)

(2) マンセル表色系により記入してください。

区 分	使用する色彩	彩度(見付面積における割合)
屋 根	☐ 0R~10YR	※6 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
		4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ 0.1Y~10Y	4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☒ その他	2 を超える部分が ☒ ない ☐ ある(%)
外 壁	☒ 0R~10YR	※6 を超える部分が ☐ ない ☒ ある(5 %)
		4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ 0.1Y~10Y	4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ その他	2 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
建 具 等	☒ 0R~10YR	※6 を超える部分が ☒ ない ☐ ある(%)
		4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ 0.1Y~10Y	4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☒ その他	2 を超える部分が ☒ ない ☐ ある(%)

備考 ※印の欄は、市街地ゾーン内の行為の場合のみ記入してください。

2 工作物の概要

(1) 使用を予定している色等を記入してください。

区 分		届出部分	既設部分
色 彩			

(2) マンセル表色系により記入してください。

区分	使用する色彩	彩度(見付面積における割合)
	☐ 0R~10YR	※6 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
		4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ 0.1Y~10Y	4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ その他	2 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ 0R~10YR	※6 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
		4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ 0.1Y~10Y	4 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)
	☐ その他	2 を超える部分が ☐ ない ☐ ある(%)

備考 ※印の欄は、市街地ゾーン内の行為の場合のみ記入してください。

景観配慮事項記述書

区域区分		景観形成の基本方針に配慮した計画における基本的な考え方
市街地 ゾーン		オフィスビル・高層マンションが立ち並ぶ殺伐とした雰囲気にならないよう、緑化やセットバックをすることで潤いのある住環境の創出に努めるとともに、落ち着いた外観・デザインとし周辺との調和を図った。
項目		景観形成基準その他景観に配慮した事項
建 築 物	配置	建築物を可能な限り前面道路より後退させ、道路境界部に高木を設置することで、道路からの視界阻害を図り、建築物のボリューム感を抑えるとともに、住民のプライベートスペースを創出し、ゆとりある住環境とした。
	形態	良好な眺望景観を確保し、周辺建築物との調和を図るため、勾配屋根とした。周囲道路への圧迫感を与えないよう、無窓壁を極力抑えけるとともに、高層部の壁面を低層部の壁面よりセットバックした。
	色彩	屋根及び外壁にアースカラーを採用した。また、経年による退色の少ない材料を採用することで、持続する景観形成につとめた。外壁は、景観アドバイザーの助言に従い、色相を10YRで揃え調和するようにした。
	建築設備	敷地内駐輪施設においても、建築物との形態意匠との調和を図り、統一した材料を用い、勾配屋根とした。景観アドバイザーの助言を受け、フェンスは建築物及び周囲の景観に馴染むように茶色のものを選んだ。
	外構緑化	道路境界部の生垣及び高木に加え、敷地内に芝生を設けることで潤いのある住環境とした。また、駐車場スペースには、自然色の保水性舗装を採用し、蓄熱による環境負荷の軽減に配慮した。
工 作 物	位置	
	形態	
	素材	
	色彩	

景觀計畫区域内行為完了報告書

2023年 4月 1日

豊田市長様

報告者 住 所 豊田市西町3-60
(法人の場合は所在地)

氏 名 豊田設計事務所 豊田太郎
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話 (0565) 34-●●●●

豊田市景観条例第10条の規定により、次のとおり報告します。

計 画 名 称（件 名）	景観マンション新築工事		
行 為 の 場 所	豊 田 市 西町３－●●		
	区 分	☒ 景観計画区域 ☐ 景観重点地区（ 地区） ☐ その他（ ）	
届 出 番 号	第 ４ － ２８０ 号		
届 出 年 月 日	２０２２年 １０月 １日		
工 事 完 了 年 月 日	２０２３年 ３月 ２０日		

※ 報 告 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

※ 処 理 欄	
---------	--

記入上の注意 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

◎ 添付書類について

行為完了後の建築物等及びその周辺状況を示す写真を各1枚以上添付してください。

(それぞれの写真は、2方向以上から撮影してください。)

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dashed lines.